

平成十三年二月二十三日提出
質問 第三〇号

食品添加物赤色二号に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

食品添加物赤色二号に関する質問主意書

添加物の食用赤色二号は、我が国では、昭和二十三年に安全性が確認されて指定添加物となっているが、米国において昭和五十一年に動物実験における結果から発がん性が疑われ、食品への使用を禁止する措置がとられている（「衆議院議員長妻昭君提出食品添加物に関する質問に対する答弁書」（平成十二年十月十三日）参照）。

一 昭和二十三年に、食用赤色二号が、人の健康を損なうおそれがないと判断した試験等の資料・データは（以下「資料等」という。）、現在保存されているか。また、保存されている資料等は、開示されるか。

二 我が国において、米国における昭和五十一年の措置を踏まえて再度試験等はなされたのか。再度試験等がなされたのであれば、その資料等は現在保存されているか。また、保存されている資料等は、開示されるか。

三 一、二でお尋ねした資料等が保存されていないのであれば、その理由は何か。

四 仮に米国における昭和五十一年の措置を踏まえて再度試験等を実施していないのであれば、健康を損なうおそれが生じたと推測される以上、再度試験等を実施して安全を確認するべきではないか。

右質問する。